

第8回南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会会議録

1 日 時 令和4年10月27日(木)午後1時30分～午後3時00分

2 場 所 サンライフ南相馬 会議室

3 出席者

委員

唐牛 歩 青田 由幸 佐々木 孝

若松 蓉子 林 勝典 渡部 正孝

伏見伸一郎 森岡 和人 西 チイ子

事務局

市民生活部長 佐々木 忠 市民課長 佐藤 弥生

市民課総合相談担当係長 馬場 千津子

4 欠席者

委員

佐藤 清彦 中島 紀子 鈴木 理香

高田 妙子 大内 保史 細田三起子

門馬 忠昭 佐藤 拓也

5 会議次第

1. 開会

2. 委員長挨拶

3. 会議録署名人の指名

4. 書記の指名

5. 議事

(1) 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会報告書(中間報告)の決定について

(2) (仮称)南相馬市人権尊重まちづくり条例(素案)について

(3) その他

6. 閉会

6 提出資料

資料1 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会中間報告書(案)

資料2 他の市町村の人権条例等

資料3 「(仮称)南相馬市人権尊重まちづくり条例」基本方針骨子(案)

資料4 他自治体の条例制定事例

7 会議の結果

1. 開会

2. 委員長挨拶

(委員長)

本日は、委員のみなさまには、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。検討会を重ねること8回となりましたが、なんとか、中間報告まで、こられたことを感謝申し上げます。コロナについて新たな変異株も出てきており、市でも5回目のワクチン接種が始まりますが、皆さまにも十分コロナ感染に注意をお願いいたします。

今回は、資料のとおり検討委員会の中間報告書についてと条例の素案についてご審議をいただきます。

3. 会議録署名人の指名

(委員長)

それでは、次第の3の会議録署名人の指名をいたします。本日の会議録署名人には、佐々木孝委員と唐牛歩委員を指名いたします。

4. 書記の指名

(委員長)

次に、書記の指名について議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、書記に事務局の馬場千津子係長を指名いたします。

5. 議事

(委員長)

議事に入る前に前回の報告をお願いします。

(事務局)

第7回委員会の協議内容について報告

(委員長)

ただいまの報告について、ご質問等ありますか。

(「なし」の声)

(委員長)

それでは、議事にはいります。(1) 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会報告書(中間報告)の決定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1により、中間報告書(案)について説明

(委員長)

皆様から質問、ご異議等ございますか。

(委員)

子どもに関する人権について、少しお願いがあります。

ア、イ、ウになり大変見やすくなり、段落も文言が整理され変化があったので、言葉を直していただきたいところがあります。

7ページ①ヤングケアラーのところですが、「特に学校の役割は大きく、家庭生活の状況に応じて、子どもが自分を大切に、人も大切にするという思いやりの心の育みに加え、サポート体制の整備が求められます」のところで、「思いやりの育みが大切です」で一旦切っていただき、「関連団体によるサポート体制の整備が求められます」と整理していただきたいです。学校ではサポート体制までは手が回りませんので、子どもたちの思いやりの育みまでは一生懸命させていただきます。

また、②児童虐待ですが、最後のところ「暴力的なTV番組やネット動画に触れて育った大人に、子を慈しみ育てることの大切さを理解させることの難しさも取り沙汰されています」を「指摘されています」の方がいいと思います。

(委員長)

事務局

(事務局)

少し構成を直した中で感じたところについては、調整させていただきます。

(委員)

東京目黒区の死亡事故と千葉県野田市での5歳児の虐待死で、目黒区の場合「もうお願いゆるしてください」と言って亡くなったり、野田市では学

校のアンケートで、お父さんから暴力を受けていることを書いている。家庭内の暴力虐待をどう把握していくのが最大のポイントかと思います。こういった文章を並べても実際の民生委員などが、どう取り扱っていくのか、ある程度文章に入れていく必要があるのではないかと思います。

(委員長)

私は民生委員をやらせていただいておりますが、民生委員でそういう情報があるときには、行政の福祉課へ連絡を入れます。そこでどういう対応をとるかによって、民生委員が動けるときには動きます。ただ仲介として民生委員は入ってはいけなし、虐待をその家庭に行って聞いても教えてくれません。隣近所に聞いてもなかなか話はないので、把握は難しい。先ほどの委員のとおり、他のいろいろな団体に目を配ってほしいです。団体の連絡網をキャッチするためにはどうしたらよいか勉強していかなければならないし、各団体でも救うためにはどうしたらよいか検証しなければならないと思います。思いやりの心が大切といいつつ、学校だけでは駄目だし民生委員や行政区長が踏み込んでいくわけにもいかない。どう把握するかは話し合いの中で必ずでる話題であり、問題があったときに協議したほうがよいと私は考えます。

(委員)

児童虐待の中に関係機関との連携の文言がありますが、南相馬市では、子ども家庭課で要保護児童対策協議会を作ってください、学校側や教育委員会、福祉関係、警察、浜児童相談所が連携して対策を協議する組織があり、今、ご指摘あった関係機関との連携は本当に大切なことなので、明確に書いてはないがここに含まれているものと思います。

(委員)

厚生労働省が9月に発表した虐待の件数が20万件を超えており、前年度よりも増えている。福島県も件数が増えている。しかし件数に含まれていないものがたくさんあると思います。

(委員)

子どもの問題で、校内で先生方が子どもに対するセクハラみたいなものが多く、相双にもあると聞いたことがあります。

(委員)

セクハラ案件の件数について、そこを特出しにしてしまうと、そこだけ突出してしまうと思います。

(事務局)

一部だけ掘り下げてしまうので、記載はしないようにしたいです。

(委員)

子どもの虐待で、親とのトラブルなどで、子どもを保護するような場合の対応をどうしたらいいのか。結局、最終的に事故が起きると対応がまずかったとか遅かったとかになる。

(委員長)

児相の中の対応の仕方に問題があったとすれば、その職務の中で、きちんとした対応をしてもらうことです。子どもは離れたいが、親は離したくない。反対に親は離れたいが子どもは離れたくないといった問題があつて、それを解決するのが児相の対応ですが、いつも、事件を繰り返さないようにとの発言はでるが、同じようなことが繰り返される。

(委員)

性的マイノリティのところ、LGBTとなっていますが、今はLGBT「Q」となりませんか。

(事務局)

LGBT等とさせていただいておりますので、確認させていただきます。

(委員)

16ページの(8)犯罪被害者やその家族に関する人権ということで、ようやく法務省もいわゆる加害者への贖罪指導プログラムを試行的に行っています。加害者の人権については考える必要はないのですか。加害者でも刑務所にいる方、出所する方も一人の市民となるので、被害者と加害者についてどう取り扱っていくのか。国では再犯防止推進計画書を各行政で作るように数年前から謳われていますから、そちらの方で救うということであれば、これは被害者だけに絞っても問題ないと思いますが、南相馬市はまだそこまで至ってはいません。

(事務局)

生活環境課が所管になるだろうと思われる分野ではありますが、まだ検討にまで至っておりませんので、ここに盛り込むということは、私たちも検討してなかった部分であります。

(委員)

加害者の取り扱いについては、非常に難しい。

(委員長)

今後の課題として、徐々にこの人権尊重の中に入れられるようにしたほうがいいと思います。

(委員)

これに関しては、総合福祉になるのですか。

(事務局)

そうですね。地域福祉になると思われます。以前、渡部委員の方からそのお話をいただいたことがあったので、ご意見があったことを担当課へお伝えはしております。

(委員)

確認ですが、中間報告書を作って、広く市民に公表する中で、先に、人権尊重まちづくり基本計画の策定の有無についてを報告するということになるのですが、それでも、これを出すことの必要性があるという前提のもと、報告書をまとめているということによろしいでしょうか。

(委員長)

必要性があるということで、今、検討しています。

(委員)

市民への公表の仕方は、どういう形で行うのですか。

(事務局)

中間報告書とアンケート調査結果をホームページや市民の方の目に触れるところに設置となります。

(委員)

これは市民に対する中間報告ですか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

議題の2の素案を作るための経緯として市民にこの段階で公表するのですか。

(委員長)

最終報告書も作るようになります。その段階になると、変わってくる可能性があります。

(委員)

中間報告書を受けての素案作りであることから、素案について意見が出るとすると、中間報告にも修正が出てくることになり、今後、中間報告に載っていないものを素案に載せるようになるのは、おかしいのかと思いました。

(委員長)

スタートするときには言ったのですが、ここで100%のものを作れるわけではなく、その後、なにかあれば検討して追加できるものは追加していきます。

この中間報告については、ご意見をいただいたところは修正して、決定としてよろしいでしょうか。

(委員)

全体として文章が長すぎると思います。普通、文章を作成するときは、読点は2つが限度です。そのほうが読みやすいと思います。文章がずっと続いていくとかわかりにくくなります。

また、障がいのある人の人権について、どうしても納得できない部分があります。WHOで批准したから良くなっているわけではなく課題が、全然、解決されていないのです。

この書き方だと、課題をクリアしながらがんばっていますと見えます。特に、障がいのある人の人権の課題は、分離です。分離に関しての法律は出来ていないし、ここに関しては踏み込まないと国が言っています。だから課題も残っているのです。分離は、生まれたときから親と離してバラバラにしま

す。子供条約にも18歳までは基本的に親と一緒に暮らすとなっています。でも、重度の障がい者だと、3歳・4歳・5歳で分離し施設入所をしています。また学校教育を今後どうするのか。インクルージョンという考えがありますが、それが「考えます」というところまでいっていないのです。それと長期入院。精神障がいがある人の精神病院の長期入院が20年、30年、40年と続いています。本当にこれが必要なのでしょうか。世界の傾向としてはゼロです。ヨーロッパはゼロです。どうして日本だけが残っているのでしょうか。

(委員長)

これについては事務局と協議してください。

(事務局)

分野別のご意見の中には分離の部分は入っていなかったもので、この後、相談させてください。

(委員)

ちょっと理解ができないところがありました。5ページの「人権への課題」のイの人権啓発のところ、「地道な啓発活動に加え、人権意識の向上と定着に向け、どのような手法を活用した人権啓発の充実が、今後の課題となっています。」で、「どのような手法」がつかないと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

「いろいろな」とか「適切な」とか「有効な」となるかと思います。

(委員)

12ページのインターネット・SNS等による人権侵害のことです。相当、被害というか嫌な思いをしている人の数があります。最近も、「いいね」と書き込みしたことでバッシングを受け、裁判になっているというニュースがあり、気になっていました。こういうのは、被害者が一方的に悩むだけで、法律とかできているのでしょうか。

(委員長)

業界の中で削除しても、一回載ってしまうと削除はしきれないですね。

(委員)

大きな問題になっているから、国の方でも何らかの方法が出てくると思います。

(事務局)

現状ですと、載せた人を開示し特定するところまではできますが、一步踏み込んだ目新しいものがあるかという、まだそこまでにはいっておりません。

(委員長)

皆さんからのご意見を反映させて中間報告をもう一度作ってください。次に(2)(仮称)南相馬市人権尊重まちづくり条例(素案)について事務局の説明をお願いします。

(事務局)

資料2. 資料3. 資料4により説明

(委員長)

今の資料で、南相馬市の現在の案と、先行している他の自治体の状況を説明していただきました。国立市みたいに中身がいっぱいものがあります。読んでいただいてわかるかと思いますが、なかなか細かいとこまで記載をしています。

(委員)

事務局としては、どういうところを参考としてほしかったのですか。

(事務局)

理念条例としては、この程度の事例になることをお示しをしているところ
です。

(委員)

名称について、短いものもあるし、狛江市とか世田谷区とか国立市のように長いけれど、何について書いてあるかわかるようなものもあるので、名称のつけ方も単純なものにするのか中身がわかるような名称にしたらいいか。

(委員)

5自治体の条例をみると、それぞれ特徴的で、何に向けて取り組まれているのか、もまれていると思います。また、ネーミングも大事だなと思います。特に中間報告書の中のアンケートが全てではありませんが、人権を侵害されたことがある人が、アンケートの中で25%、関心がある人が30%で、一人ひとりの人権が尊重されていると感じている方が20%ということで、少ないから見逃していいのではなく、これをどう解決していくかです。

これをみる限り、行政が主体的にリードをしていかなければ、市民の自主性とか市民と連携していくというよりも、国立市や狛江市、田辺市の条例のように市長のリーダーシップのもとに行政がどのようにリードして応援して、自分たちがリードしていくので市民のみなさんも一緒に参画してほしいというような姿勢が必要です。自分がやっていないのに人にやってほしいというのはおかしいので、組織なのであれば、市長の責務について、南相馬市の条例にも市長が何を考えてやっていくのか、当然行政職員が人権侵害について、ワークライフバランスで自分達の人権を守りながら、市民の人権も一緒になって解決していきましょうというスタイルが、一番市民として取り組みやすいです。

あなた方が考えてあなた方がやりなさい、私たちは連携しますというスタイルは実現性がないように思います。アンケートの数字がそれを物語っているのですが、それでも行政が取り組む必要があるというのであれば、行政が主体性をもった条例になっていかないといけないと思いました。

(委員長)

国立市の場合、市長にすべての責任がある。何かの事業、イベントをするにしても、必ず人権に配慮した取り組みがされていますかという文言が入ります。計画の中にもです。そこまでしても人権侵害はゼロにはなりません。だから日々取り組んでいるのです。それで何か問題点があったら、協議していくのです。

私たちも何か問題があったときはそのときに修正していきます。そうしていかないと長続きしないですし、ただ単純にのろしを上げただけで終わってしまいます。そうすると意味がありません。

また、条例の名称を考えてきました。私が考えたのは、「南相馬市人権尊重推進基本条例」です。作っても推進をしないと駄目なのですよということで、人権尊重を推進していくための条例です。

ただ、漢字だけになってしまうので、平仮名があればいいのかなと思います。

(委員)

副題として下にやさしい言葉が入ることがありますよね。

(委員長)

今から条例を作って、皆さんに押し進めていただかないとなりません。ただ、広報して啓発していただくだけでは、どうにもならないと思います。これは各企業、団体、すべての人にやってもらわないと意味がないのです。別にこれに固執する必要はないので、皆さんから何かいい案はありませんか。

(委員)

南相馬市とまちはダブっている感じがするから「南相馬市人権尊重条例」でいいのではないですか。

(委員)

人権尊重というのは、最近の会議の流れを聞いていると人権侵害を無くそうという方向で比較的動いています。報告書もそうですが、どのような人権侵害があって、それに対する取り組みはどうなのか。今までの各自治体の人権尊重まちづくり条例は人権侵害を無くそう、差別を無くそうという流れですが、ここ1、2年の傾向ですと、更に多様性を認め合う、一步、先の人権侵害をされている人々を救うだけでなく、人権侵害を受けていようといまいと、人権はひとりひとりがもっているものであって、相互に尊重し合い、あなたが、どんな人であっても私は否定しないというダイバーシティとか、それを受け入れるインクルージョンとかのワードが多いと思います。今回、報告書には、多様性という言葉は少し出てきてはいますが、どちらかという人権侵害が報告されていて、それに対してどのように取り組んでいきたいのか、というのを主としていると思います。

世の中の主の流れはどちらかという、もう一步先、もちろん人権侵害は、あってはいけないのですが、それに対して取り組んでいく、市が人々を守るのに加え、どのような人でも暮らしやすい、ダイバーシティを尊重していく流れかと思います。今の流れだとそこまでいかないのかなと。人権侵害をなくそう、人権を尊重しましょうというところで、この条例は、止まってしまっているのではないかなと聞いていました。

今後、皆さまがどういった市をアピールして、どういった市に住んでいきたいのかを考えると、もう少し先にいくべきなのか、それとも問題を解決することに主をおくべきなのか。

(委員)

今回の人権尊重というものについて、日本国憲法でもそうになっていますよとか、ハラスメントの言葉とかいろいろ出てきました。この基本条例がいったいどうなっていくのか、害を受けた方がこれからどうやっていくのかを市でやるのか、また害を加えた方もどういうふうにかこれからの人生を人権を尊重してやっていくのかは、非常に大事なのですが、私が働く人の人権で言ったのは、どっちが強いとかどっち弱いとかではなくて、日本国民は全員が基本的人権は尊重されるべきだとなっています。経営者にとっても今は逆ハラスメントといわれることが非常にあって、従業員に指示が出せない方がいっぱいいますよと話しをしました。どっちが強い立場で、どっちが弱い立場でというのはいろんなパターンがあってよくわかりませんが、害を受けるとか害を加えるというのは、それもそれぞれの方が受けたとか加えたとかの認識のもとにあるのであって、そこを踏まえて、この名称にしても条例を作るにしても、どっちを南相馬市としてもっていきたいのか疑問を持っていました。それによって名称も中身も変わっていくのだと思います。個人的な意見を言わせていただければ、やはり日本に住んでいる人は害を受けようが受けまいが、普通に暮らしていようが基本的人権は守られるということ南相馬市は謳ったほうがよいと思います。

(委員)

日本国憲法の基本的人権のところに触れていたのは、この報告書の部門別の中で一つだけありましたね。小高の鈴木安蔵さんが今の憲法の土台を刑務所の中で考えて作っており、この憲法研修会の原案をGHQのひとが、こんな凄いことを考える人が日本にいたことを感心したという話があります。もう少し、日本国憲法の基本的人権について、どこかの文章に触れていればよかったかなと思います。名称が、だらだらと長くなるようだったら、委員長がおっしゃったように、南相馬市人権尊重推進基本条例として、下に副題を例えば国立市のように多様性を認め合うとか、世田谷区のような多文化共生とか、南相馬市でも、外国人労働者が増えているので、南相馬市の誰もが大事にされて、一緒に多文化を共生してまちづくりをしていくことを付け加えるのはどうでしょうか。

(事務局)

今回、検討会を立ち上げたきっかけは、行政側から方向性を出すというよりは、アンケート調査をして市民の方がどのようにとらえているのか、一定程度の必要だという考えを基に進めていった方が良いのではないかという

のが行政の考えでした。行政主導で進めてしまうと市民の方が思っていたものではないものとなってしまいます。まずは、意識調査をして、皆さんが人権についてどう捉えているのか、どういったものを今後、進めなくていかなければならないのかという課題をとらえ、条例が必要であれば作って、段階を追って推進していけるのかと考えていたところです。スタートラインのときに、アンケートを見ながら方向性も検討委員会を立ち上げた中で、検討していただきたかったのが事務局の考えであったところです。

その中でも、人権への関心が薄いものがあったり、人権が守られていなかったり、人権への意識の醸成だったり、啓発をすることが大事だということがこの検討委員会のなかでの意見と捉えられているところです。罰則規定を設けて、人権侵害があったとき、加害者に何かをするわけではなく、被害者をださないような人権を守っていく意識の啓発へ方向性はいくのかなと捉えていたところではあります。

ここにきて、形になってきたものをどちらの方向だったのかなと、また振り返っているところと思っています。以前から市民の意識の啓発を行っていて、思いやりの気持ちをもって多様性を認め合う地域として高めていくことが、必要という方向性に行くものと事務局では捉えていたところです。罰則規定を設けるよりは、人権問題が起きないようにするという意識を啓発するという方向性かなと捉えているところです。意識自体が薄いとアンケートからみえたところだと思っています。

100年のまちづくりで絆を大切にしましょうとか思いやりという言葉が市長の考えの中で、出てきているところですので、そこを事務局ではつなげていく必要があると思っています。上から指示があったのではなく、取り掛かりはコロナのインターネット上での誹謗中傷等で人権被害があったことから人権について考えるべきだと提案があり、この検討会を立ち上げさせていただいて、南相馬市ではどういったことを人権問題として捉えるべきなのか検討していただいていたところなんです。

あまり南相馬が大きな人権問題が起きていないというのが取り組むべきところが明確ではないところでもありますので、人権の意識というものを市民の皆さんに考えていただくきっかけづくりがこの条例となるのかなと考えているところです。

(委員)

この委員会も含めて行政として、どこまでがゴールで、どう決めていくのかわからなかったのが、今の説明で少しわかりました。世田谷区は細かい条例となっているし、狛江市や田辺市の前文は、わりと行政的な文章ではない

ので、こういうのが100年のまちづくりとか南相馬市の目指す形なのだと思います。前文を含め、細かい部分をどこまで羅列していくのかの話になるのかと思います。こういう文章をこの委員会で作り上げていくのでしょうか。

名称くらいなら長い短いとか、もう少しわかりやすくとかあるのですが、何か案があるのでしょうか。

(委員)

南相馬市の人権に関わる緊急性をもった課題とか、大きな問題は浮き彫りにできるほどのものではなくて、課題は人権に対する意識が低いとか啓発をもっとしなくてはいけないとか、そういうところが課題なのだから、条例で何を定めるかという、市の関係当局では市民の人権尊重の意識を高めるような、そういう啓発活動をしていくと決めて、それを推進されているかを定期的に見ていく仕組み作りが必要なのではないかと思います。市の催し物があるときに第一に人権を尊重した考え方で催し物がなされていますかとか、市の取り組みに対して意識を向けていくとか、条例というのは決め事ですから、その辺を明確にしておくべきなのかなと思って事務局の話聞いていました。いろんな人権問題で、日々お互いの意見を聞きながら、思いやりを持つていこうということなので、思いやりを持つのは学校の教育とか社会組織の中で学んでいくのは常識というとか、ベースの部分ですよ。この条例で、何を定めるかといったことを明確にするのが必要かと思いません。

(委員長)

審議会というと何かを審議して決めるということなので、そうではなくて推進会議にしておいて、提案した条例などが、目的に沿って動いていますか、それでいいのですかとか。何か問題が出たら、その案件に対して結論を出していきたい。そういうやり方がいいと思うので、推進会議がよいと思います。当初策定した条例が活用されているのかどうか見ていくことも必要だし、市民の中へ浸透しているのかを見たらいいと思います。名称も短くなくてもいいし、二段書きでもいいのです。総合計画の中でも最上位に人権に配慮した対応を考えるべきだと言ってきています。

(委員)

ある市の人権条例で罰則まで踏み込んで策定したのがめずらしいと新聞記事で目にしました。南相馬市の場合はそこまでではなく、啓発と底辺を底

上げしていくと聞いたので、あまり大きな目標を掲げて裁判事件まで手にかけるのは違うと思います。人権の意識を持ってもらい、ここに住んでいる人は、外国人も障がい者も大事にされて、一緒に暮らしていくということで、共生という言葉もいいと思います。100年のまちづくりに向かって、人権意識の市民全体のレベルアップをしていくことがいいかと思います。当面、私たちは啓発でいいのではないかと思います。

(委員)

資料3の中を見ると3ページ目に(1)条例の方向性 ①条例の必要性があります。この①を見ますと市民が人を大切にし、個々の尊厳を守る意識をすべての市民が共有し、人権への理解や認識を正しく深めてもらうためにも人権尊重まちづくり条例が必要と考えられています。これが市の方向性で、ここに明確に書いてあると認識しています。目的も書いてあるので、これが、方向性ですね。先ほどの話だとアンケートだとか協議で決めていくのは、ここを直していくということになるので、ここは直しては駄目だと思います。

(事務局)

これまで議論してきた中身がここに入っております。

(委員)

必要性があるから我々が集められているのですよね。目的があるからこうやって話をしているわけで、ここが目指すべきところであって、そのためにアンケートをするのは手段であり、委員会で協議してきたことも条例を作るための手段であることから、そこを参考として条例をつくるということによるしいですね。

(事務局)

段階を追って方向性を出し、ある程度、議論を重ねたなかで、方向性をお示してきて、第4回目あたりで、条例が必要だという一定の方向がお示されたように、みなさんからのご意見により修正させていただくものです。

(委員)

2の条例制定の目的に意識の土壌とありますが、これは土台を作るという意味なのか機運を作る意味なのか、どちらかという醸成ということが、文書的には当てはまるのでしょうか。

(事務局)

土台という意味で、意識のベースを作るということです。

(委員長)

それ以外に何か。

なければみなさんからいただいた意見をあげさせていただいて、案として決定したいと思います。

次回開催予定は11月25日(金)13時30分から北庁舎2階会議室2で予定していますので、よろしくをお願いします。

ほかになければ、以上で議事について、すべて終了いたします。委員の皆様には、長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。

6 閉会